

## 令和5年第12回総社市農業委員会総会議事録

1 開会 令和5年11月10日(金) 午後1時30分

2 閉会 令和5年11月10日(金) 午後2時38分

3 場所 総合福祉センター3階 大会議室

4 出席または欠席した農業委員

出席 14人

1番 林 眞理 (農政担当)	2番 守安 淳市
3番 秋山 陽太郎 (農地担当)	4番 定井 正雄 (会長)
5番 中村 安行	6番 友野 伸樹
7番 能登谷 和正 (会長代理)	8番 仮谷 昌典
9番 若林 勤	10番 在間 洋則
11番 渡邊 豊	12番 小原 弘
13番 奥山 弘志	15番 小西 忍

欠席 1人

14番 渡邊 則文

5 出席した農地利用最適化推進委員

茅原 弘和	最相 信雄	武田 治紀	赤木 謙介
黒瀬 昭夫	高谷 幹晴	藤井 久美	

6 職務及び説明のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局

局長 小川 正義 次長 岡中 芳浩 主査 萬成 教雄 主任 新谷 紗季子

7 議事録署名委員

10番委員 11番委員

8 本日の議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 付議事件

議案第48号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について

議案第49号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について

議案第50号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について

議案第51号 総社市所有公共財産の用途廃止申請に伴う意見について

報告第31号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について

報告第32号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について

9 付議事件及びその結果

原案どおり可決

10 議事経過の概要

次のとおり

**開会 午後1時30分**

(会長) それでは、只今より令和5年第12回総社市農業委員会総会を開会いたします。只今の出席は、農業委員が14名、欠席が1名。そして農地利用最適化推進委員が7名の出席です。農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する在任する委員の過半数が出席しております。よって総会が成立していることを報告します。本日の議事日程は、皆様のお手元に配布しております日程表のとおり進めてまいりますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。次に、総会での注意事項について申し上げます。発言される場合は必ず挙手をし、議席番号を言ってから発言してください。やむを得ず離席する場合は必ず許可を得るようにしてください。携帯電話は電源を切るかマナーモードにするようお願いいたします。

(会長) 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、総社市農業委員会会議規則第33条の規定により、10番委員、11番委員を指名いたします。

(会長) 次に、日程第2 会期の決定を行います。本総会の会期は、総社市農業委員会会議規則第5条の規定により本日1日限りと決定いたします。

(会長) 次に日程第3 付議事件の審議に入ります。それでは、農地担当の秋山委員、審議をよろしくお願いいたします。

**【議案第48号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について】**

(農地担当) それでは、議案第48号、農地法第3条の規定による農地等の許可申請について、を議題といたします。それでは、事務局お願いします。

(主査) 【議案第48号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について朗読】

**【受付番号61番】**

(農地担当) それでは61番、清音黒田の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(12番委員) この案件ですが、この土地周辺は雑草が生えている耕作放棄地ですが、これからミカンを植えるそうです。詳しくは藤井委員から説明をお願いします。

(農地担当) それでは藤井委員、説明をお願いします。

(藤井委員) この案件は、前回の総会で審議した農地の地番が違っていたという事で、一度取止めて再度、正しい地番で申請をしたということです。受人と息子でミカンを植えていくという事で地元としては問題ないと思いますので審議をお願いいたします。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。61番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、61番は許可されました。

**【受付番号62番】**

(農地担当) 続きまして62番、井尻野の件につきまして、地元委員の説明をいたします。

(3番委員) この案件ですが、9月総会で許可をいただいた案件です。受人が単独で申請していたものを夫婦連名での申請に変更をしようとするものでして、作付け内容等、他の内容については、前回総会の時と変更はございません。地元としては問題ないと思いますので審議をお願いいたします。

(農地担当) それでは、この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。62番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、62番は許可されました。

【受付番号65番】

- (農地担当) 続きますて65番, 西阿曾の件につきまして, 地元委員の説明をお願いいたします。
- (1番委員) この件ですが, 農地の管理が出来ないという事で, 妹婿に贈与して管理をしていこうというものであります。今後は, イチジクなどの果樹園として管理をしていく予定です。この農地は, 耕作放棄地の状況にあり, 今後管理された状況になるのであれば, 地元としても歓迎するところであります。よろしくご審議ください。
- (農地担当) それでは, この件につきまして, 何かご質疑, ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。65番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め, 65番は許可されました。

【受付番号66番】

- (農地担当) 続きますて66番, 門田の件につきまして, 私3番委員が関係者となっておりますので退席をいたします。

【3番委員 退席】 午後1時49分

- (会長代理) それでは, 進行をさせていただきます。地元委員の説明をお願いいたします。
- (茅原委員) この農地は, 桃畑でございまして受人が長年桃を作っておりましたが, 正式な契約を交わさずに農地を使用しておりました。この度, 代替わりして受人が相応の額で買い取るという和解が成立しましたので, この度の申請になっております。今後も引き続き桃を作っていくという事ですので, 地元としては問題ないと思います。よろしく審議をお願いします。
- (会長代理) それでは, この件につきまして, 何かご質疑, ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (会長代理) それでは採決いたします。66番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (会長代理) 異議なしと認め, 66番は許可されました。入室いただいでください。

【3番委員 入室】 午後1時52分

【受付番号64番】

(農地担当) 続きまして64番, 山田の件につきまして, 地元委員の説明をお願いいたします。

(15番委員) この案件は, 渡人が今まで水稻を作付けしておりましたが, 高齢になったことから, 甥に農地を貸すことになりました。受人の甥は, 現在市外に住んでおりますが, 休日には実家の山田に帰って来られて, 農業をされております。あと5年以内には, 地元の山田に住む予定も立てておられます。農機具については, 渡人の農機具を使用させてもらうので, 地元としては, 問題ないものと考えております。よろしくご審議ください。

(農地担当) 赤木委員, 何か補足はありますでしょうか。

(赤木委員) 補足はございません。よろしく申し上げます。

(農地担当) それでは, この件につきまして, 何かご質疑, ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。64番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め, 64番は許可されました。

【議案第49号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について】

(農地担当) 続きまして議案第49号, 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について, を議題といたします。それでは, 事務局より説明をお願いいたします。

(主査) 【議案第49号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】

【受付番号21番, 5条74番】

(農地担当) それでは21番, 井手の件につきまして, 5条の74番と関連がありますので一括審議とさせていただきます。現地調査の報告をお願いいたします。

(9番委員) 周辺の状況ですが, 21番については, 東が道路, 西が田, 南が田, 北が田です。74番については, 東が道路, 西が宅地, 南が駐車場, 北が田です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。以上です。

(農地担当) それでは, 地元委員からの説明をいたします。

(3番委員) 申請地でございますが, すでに雑種地化しており是正案件でございます。詳細は最相委

員からお願いします。

(最相委員) 21番については、すでに駐車場として使用しており、アスファルト舗装しているので土砂等の流出はございません。74番については、その隣の土地で排水等問題はなく、周辺営農上問題はありませんので、よろしく審議のほどお願いいたします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 21番については、是正という事で、始末書が提出されております。74番については、隣接する宅地と一体で自己用住宅を建てるということです。農地区分ですが、市街地化区域に近接し、市街地化が見込まれる区域内にあるおおむね10ヘクタール未満の規模の農地の区域内にある農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。これらを許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、21番、5条の74番は許可されました。

#### 【受付番号22番】

(農地担当) 続きまして22番、東阿曾の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。

(9番委員) 周辺の状況ですが、東が田、西が水路、南が宅地、北が道路です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。以上です。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(1番委員) この案件ですが、自宅の隣の駐車場が農地だったという事で、是正をするという案件です。地元としては問題ないと思いますが、詳細については武田委員からお願いいたします。

(農地担当) 武田委員、お願いします。

(武田委員) こちらは、10年くらい前から埋め立てて駐車場として利用していました。境界部分にはコンクリートブロックを設置しており土砂流出の恐れはありません。雨水排水については西にある水路に流すようにしており問題ありません。よろしく審議のほどお願いいたします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) こちらは是正という事で始末書が提出されています。農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。22番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、22番は許可されました。

### 【議案第50号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について】

(農地担当) 続きます。議案第50号、農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について、を議題といたします。それでは、事務局より説明をお願いいたします。

(主査) 審議に入る前に報告をさせていただきます。先月の第10回総会で審議いただき許可見込みとなりました未来法の案件ですが、渡人の中で申請日より前に亡くなられた方がおられました。このことについての対応を岡山県に確認したところ、相続の関係書類を添付して申立書を提出すれば、改めて審議する必要はないという回答をいただきましたので、報告をさせていただきます。

### 【議案第50号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】

### 【受付番号71番】

(農地担当) それでは71番、井手の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。

(9番委員) 周辺の状況ですが、東が田、西が宅地、南が宅地、北が宅地です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。以上です。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をいたします。

(3番委員) 申請地でございますが、開発が進んでいるエリアです。詳細は最相委員からお願いします。

(最相委員) 申請地ですが、周辺は宅地になっており、周辺営農上、問題ないと思いますのでご審議の程よろしくをお願いいたします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、市街地化区域に近接し、市街地化が見込まれる区域内にあるおおむね10ヘクタール未満の規模の農地の区域内にある農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。71番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、71番は許可されました。

#### 【受付番号73番】

(農地担当) 続きまして73番、種井の件について、現地調査の報告をお願いします。

(9番委員) 周辺の状況ですが、東が宅地、西が畑、南が道路、北が宅地です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。以上です。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(4番委員) この案件ですが、農地の下に配管が埋設されているという案件です。詳しくは黒瀬委員から説明をお願いします。

(農地担当) それでは、黒瀬委員をお願いします。

(黒瀬委員) この案件は、農地の下に排水管を埋設するという事で申請がありました。周辺営農に支障はないので問題はありません。どうぞご審議ください。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。73番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、73番は許可されました。

#### 【受付番号75番】

(農地担当) それでは75番、井手の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。

(9番委員) 周辺の状況ですが、東が宅地、西が宅地、南が道路、北が宅地です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。以上です。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をいたします。

(3番委員) 申請地でございますが、分譲地化されたエリアです。詳細は最相委員からお願いします。

(最相委員) 申請地ですが、周辺は宅地化されており最後の残りの部分です。周辺営農上、問題ないと思いますのでご審議の程よろしくをお願いいたします。



(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、市街地化区域に近接し、市街地化が見込まれる区域内にあるおおむね10ヘクタール未満の規模の農地の区域内にある農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。75番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、75番は許可されました。

#### 【受付番号76番】

(農地担当) 続きまして76番、南溝手の件ですが、こちらは取下げとなっております。

#### 【受付番号72番】

(農地担当) 続きまして72番、地頭片山の件につきまして地元委員からの説明をお願いいたします。

(9番委員) 周辺の状況ですが、東が田、西が道路、南が田、北が宅地です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。

(農地担当) それでは地元委員からの説明をお願いします。

(6番委員) 周辺営農への影響ですが、用水は問題ありません。排水、日照通風、土砂流出についても被害防除計画書の記載内容を確認したところ営農条件への支障については、問題ないものと判断しました。どうぞご審議ください。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、おおむね500メートル以内に、2以上の医療施設、公共施設があり、かつ上下水道管が埋設され、要件を満たす道路の沿道の区域にある農地ということで、第3種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。72番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、72番は許可されました。

### 【議案第51号 総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見について】

(農地担当) 続きまして議案第51号、総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見について、  
を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(主査) 【議案第51号 総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見について朗読】

#### 【受付番号7番】

(農地担当) それでは7番の駅南一丁目の件について、地元委員からの説明をお願いいたします。

(5番委員) この案件ですが、公衆用道路の廃止案件です。周辺に農地はなく、この道を用途廃止しても周辺営農上、問題なしと捉えておりますのでよろしくご審議のほどお願いいたします。

(農地担当) ただいま説明のありました7番ですが、用途廃止後は、隣接する申請者の宅地と一体利用する計画でございます。今回、用途廃止しても周辺営農上問題はないと地元として捉えているようでございます。廃止しても、周辺営農上問題なしと回答してよろしいでしょうか。

(委員) よろしい。

(農地担当) それではそう回答させていただきます。

### 【報告第31号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について】

(農地担当) それでは、報告事項に入ります。報告第31号、事務局より説明をお願いいたします。

(主査) 【報告第31号 報告書について朗読】

### 【報告第32号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について】

(農地担当) 次に、報告第32号、事務局より説明をお願いいたします。

(主査) 【報告第32号 報告書について朗読】

#### 【報告事項】

(農地担当) 20ページ以降は、その他報告事項となっております。お目通しください。

(農地担当) 以上でございますが、本日許可された議案につきましては、速やかに許可書を交付することといたします。また、開発許可が必要なものにつきましては、同日許可とし許可書を交付いたします。本日の許可件数は、3条関係が5件、4条関係が2件、5条関係が5件でございました。総社市所有公共財産の用途廃止申請に伴う意見につきましては、周辺営農上問題なしと回答させていただきます。以上で、日程第3についての審議は全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

(会長) ありがとうございました。それでは、日程第4その他に入ります。委員の方から何かありますか。

(会長) ないようでしたら、農林課から人農地プラン及び地域計画について報告がございます。それでは説明をお願いいたします。

(農林課) 【人農地プラン及び地域計画について 説明】

(会長) この件について、何か質問はありませんか。

(1番委員) 地域計画は、すべての地区で作成することが義務付けられているのですか。

(農林課) 基本的に調整区域内のすべての農地で作成するというのが、今年改正の基盤法に書かれています。

(1番委員) 以前、小学校区単位で作成するというで聞いていましたが。

(農林課) 範囲については検討中でございます。現在国から言われているのは、話し合いができる範囲、例えば大字単位で作成するよという事です。ただ、総社市には営農組合等がたくさんありますので、そのような範囲を中心に話し合いが出来ればよいと考えているところです。

(1番委員) 地域計画が出来た後は、どうなるのですか。補助事業の優遇措置などがあるのでしょうか。

(農林課) おそらく各種補助事業の要件に結び付けられると予想しております。あとは農地の貸し借りの際に地域計画があると、耕作者の色塗りをしていくことにより貸し借りの道筋になるといったメリットはあると思います。

(7番委員) 地域計画を作成するのに県がモデル地区を設けることを言っておられるが、具体的に何かお考えはあるのでしょうか。

(農林課) 総社市では三輪地区を地域計画のモデル地区として設定しております。なぜ三輪地区をモデル地区に設定したかと申しますと、地域計画に関する法改正の情報が入ったのが昨年度末ですが、ちょうどその時に三輪地区から人農地プランを作りたいというご相談がありました。今後は、地域計画を想定した詳細な話し合いをしましょうということでモデル地区として三輪地区を設定いたしました。

(7番委員) これについては県からこのように進めてみてはどうですかというような指導はありまし

たか。

(農林課) 地元との話し合いの場に県民局の職員をお呼びしました。県から進め方の指導はありませんが、担当職員に対しての説明会を何回か開催をしていただきました。地域計画作成の進め方は、市に任されているという状況です。

(3番委員) モデル地区として地区計画を作られている三輪地区以外は、属地というより属人に近いプランだと思いますが、どちらで捉えていくのか。たとえばある人が、他地区でも営農していく場合がありますが、その際、この数字はどのようにして動かしていくのでしょうか

(農林課) 今までの人農地プランでは、組合単位で作成をしており、土地が点在するような計画でしたが、今後の地域計画については、この地域の農業をどうするかという計画なので属地的で作ってほしいと国県から言われています。他地区でも営農をされる方がいる場合は、その方がそれぞれの地区で話し合いに参加していただければ、その地区でもその方のお名前が挙がってくるというイメージでございます。

(会長) 他に質問はありませんか。ないようでしたら、農林課の方ありがとうございました。この件について、また何かご質問がありましたら個別に農林課へお尋ねいただければと思います。

(会長) それでは、会長代理より閉会の挨拶をお願いいたします。

(会長代理) 【閉会挨拶】 以上でございます。今日はお疲れ様でございました。

**閉会 午後2時38分**